



住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び子育て世帯生活支援特別給付金に係る補正予算の専決処分について

住民税非課税世帯等及び低所得の子育て世帯に対し、当該世帯の実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、速やかに特別給付金を支給できるよう、令和5年4月24日付けで補正予算を専決処分した。

1 住民税非課税世帯等臨時特別給付金

(1) 給付対象世帯

次のいずれかに該当する世帯

住民税非課税世帯	令和5年度住民税均等割非課税世帯等（均等割非課税世帯）
家計急変世帯	家計が急変するなど、収入が住民税均等割非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

(2) 給付額

1世帯当たり3万円

(3) 事業費

給付金	1,080,000千円	30千円×36,000世帯
事務費	70,000千円	システム構築, 封筒, 郵送料等
合計	1,150,000千円	

※財源は全額、国庫補助金

(4) 支給予定時期

- ・令和5年6月中旬 対象世帯へ支給案内・確認書を送付開始
- ・令和5年6月下旬 給付金の支給開始

(5) 支給方法

住民基本台帳及び課税情報に加え、これまでの給付金振込口座の情報も活用し、確認書を送付するプッシュ型給付を実施することで、迅速で確実な給付を行う。

2 子育て世帯生活支援特別給付金

(1) 給付対象者

次のいずれかに該当する者

ひとり親世帯	<ul style="list-style-type: none"> ① 令和5年3月分の児童扶養手当受給者 ② 公的年金等の受給により、令和5年3月分の児童扶養手当を受給していない者 ③ 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している等で、①、②と同様の事情にあると認められる者
ひとり親世帯以外の世帯	<ul style="list-style-type: none"> ④ 令和4年度給付金支給対象者 ⑤ その他、18歳到達後最初の3月31日を迎えるまでの子(障害児は20歳到達まで)の養育者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の者 ⑥ ④、⑤以外の者で、18歳到達後最初の3月31日を迎えるまでの子(障害児は20歳到達まで)の養育者で、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変しており、収入が住民税均等割非課税者と同様の状況にあると認められる者

(2) 給付額

児童一人当たり5万円

(3) 事業費

給付金	ひとり親世帯分	120,000千円	50千円×2,400人
	ひとり親世帯以外の世帯分	70,000千円	50千円×1,400人
	計	190,000千円	
事務費		5,000千円	システム構築, 郵便料等
合計		195,000千円	

※財源は全額、国庫補助金

(4) 支給予定時期

- ・上記給付対象者のうち①、④に該当する者に対しては、5月末までに支給
- ・その他の対象者については、申請受領後速やかに支給

(5) 支給方法

上記給付対象者のうち①、④に該当する者に対しては、確認書を送付するプッシュ型給付を実施することで、迅速な支給を行う。その他の世帯に対しては、申請受領後、速やかに支給を行う。

※1及び2の給付金については、個々の対象要件に適合する場合には、同時の受給も可能